

ウマ娘 プリティーダービー×栗東市コラボレーション企画に係る
トレーディングカード配布・スタンプラリー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗東市（以下、「市」という。）と株式会社 Cygames が有するコンテンツ「ウマ娘 プリティーダービー」とのコラボレーション企画において、市が栗東市商工会（以下、「商工会」）に事業委託し実施するトレーディングカード配布・スタンプラリー事業（以下、「事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)対象者 カード配布事業において、市から無償譲渡された配布物たるトレーディングカードを配布する事業者として商工会から登録を受けたものをいう。なお、事業者はスタンプラリー事業においても参加するものとする。

(2)トレーディングカード 対象者から配布する券種（以下「トレカ」という。）をいう。

(実施主体)

第3条 実施主体は、商工会とする。

(事業内容)

第4条 市内の産業振興や消費の喚起、市の魅力の PR など地方創生の取組として、市内対象店舗で会計が税込500円ごとにトレカを1枚配布する事業を実施する。

2 前項の配布にあたっては、対象者は来客者に対してトレカ配布希望の聞き取りを行い、希望した来客者に配布する。

3 スタンプラリー事業においては、来客者が認識しやすい場所に二次元コードを掲示する。

(対象者の要件)

第5条 対象者は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

(1)本社、または主たる事業所、あるいはそれに類するものが市に所在する事業者

(2)飲食業、小売業、サービス業等を営む事業者

2 次の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

(1)大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗において営業を行う事業者。

(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する営業を主たる事業とする事業者。

(3)政治活動、宗教活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業者。

(4)暴力団又は暴力団員と関係を有する事業者。

3 前項の規定に関わらず、商工会長が特に認める事業者は対象者とする。

(登録申請)

第6条 対象者は、令和8年7月31日までに、次に掲げる事項を記載した事業対象者登録申請書を商工会長に提出しなければならない。

- (1)住所(所在地)
- (2)事業者名
- (3)代表者氏名
- (4)事業種別
- (5)一日当たりの来客数
- (6)連絡先

2 登録は、次の各号に掲げる全ての事項に同意した者以外行うことはできない。

- (1)配布を行うトレカは、申請者本人が、栗東市商工会 商工会館(栗東市手原三丁目1-25)に来所し、受領すること。
- (2)事業の実施において、市・商工会が実施する一切のアンケート等調査に協力すること。
- (3)事業の実施において、市・商工会が実施する一切の広報媒体への事業者情報や写真等の掲載を認めること。
- (4)無償譲渡された配布物たるトレカについて、その棄損や配布に関するトラブル、その他一切について、市・商工会が免責される旨、承諾すること。
- (5)無償譲渡された配布物たるトレカについて、第4条に規定する事業にのみ使用し、事業外の譲渡及び転売等の行為を行わないこと。

(対象者の決定)

第7条 商工会長は前条第1項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査の上、登録の可否を事業対象者決定(却下)通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(対象者の取消し)

第8条 商工会長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、対象者が現に保有しているトレカの返納を求めるものとする。

- (1)対象者から登録の取消しについて、事業対象者取消申請書の提出があったとき。
- (2)第5条 第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3)市や商工会又は市民の信頼を著しく損なう行為があったと認めるとき。
- (4)第6条 第2項の同意事項を違約したとき。
- (5)その他商工会長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 市・商工会は、前項第3号から第5号までの規定による取消しを行うときは、対象者に対し、損害に相当する額を請求することができる。

3 商工会長は、第1項の規定による取消しを行うときは、事業対象者取消通知書により対象者に通知するとともに、登録情報を抹消するものとする。

(費用負担)

第9条 トレカの受領その他の事由により発生した経費は、対象者が負担するものとする。

(事業期間)

第10条 事業期間は、令和8年9月19日から令和8年11月30日までとする。

(実績報告)

第11条 対象者は、事業終了後1カ月以内に、次に掲げる事項を記載したトレカ配布事業実績報告書を商工会長に提出しなければならない。

(1)配布枚数

(2)配布期間

(3)配布期間における売上(前年同期比/%)

(4)配布終了時点で残るトレカ

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。